

官公庁船におけるコスト上昇分の転嫁

- 今後契約を行う船舶について、**予算確保に当たり鋼材等の価格上昇を反映**するよう要請
- 契約済の船舶について、契約後の鋼材等価格上昇に対応した**契約額の見直し**を要請
⇒ 官公庁船の関係省庁に対して、**要請文を发出(5月)**

民間船舶におけるコスト上昇分の転嫁

- 「**新造船建造における取引環境改善ガイドライン**」の作成：
 - ・コストを反映した適正な船価提示の推進
 - ・下請事業者との取引環境の改善⇒ 関係業界団体との**作業グループを立ち上げ、秋までの策定を目指して作業中**
- 価格交渉時に鋼材等価格上昇分の**転嫁を考慮**するよう船主・オペレーター等に呼びかけ
⇒ 関係団体に対して、**要請文を发出(5月)**
⇒ 「**内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン(令和4年3月)**」に基づき、適切な価格転嫁のため、「**原価計算に基づく価格協議**」を推進
- OECD造船部会を通じた、**不当な低船価受注の監視**
⇒ 4月の会合にて、**鋼材等価格上昇分の転嫁に国際的に取組む必要性を提起**。
OECDにおいて、鋼材等価格の動向を踏まえながら、国際的に船価を監視していくことに合意

安定調達可能で廉価な代替鋼材の模索

- 鋼材等の**調達多角化等**に係る調査を実施 ⇒ **必要な予算の確保に向けて検討中**

原油価格・物価高騰等総合緊急対策（抄）

- Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等
- 政府系金融機関による**資金繰り支援**等の強化
 - ・ウクライナ情勢等の影響を受けた事業者への**セーフティーネット貸付**の更なる金利引下げ
 - ・新型コロナの影響を受けた事業者への**実質無利子・無担保融資**等を9月末まで延長
 - ・**事業再構築補助金**の拡充による事業者支援強化〔加点措置による優先採択、特別枠の新設〕等
- Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援
- 新型コロナウイルス感染症対応**地方創生臨時交付金**
 - ・コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の創設による生活困窮者支援や学校給食費削減など子育て世帯支援、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業等の支援⇒ **海事局及び各地方運輸局等において、事業者の相談に応じ、自治体等への働きかけを実施**

※ 新型コロナウイルス感染症に係る**雇用調整助成金**の特例措置や**セーフティーネット保証5号**（業況の悪化している業種）の業種指定は**9月末**まで延長済

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」

令和4年4月26日
原油価格・物価高騰等に関する閣僚会議

- ◆我が国経済は、**原油や穀物等の価格が高い水準で推移**し、食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原材料等の**物資の安定供給が滞り**、今後、**コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねない状況**。
◆このため、直面する**物価高騰による影響を緩和**するための対応を**緊急かつ機動的に実施**するとともに、価格転嫁や賃上げを促し、**コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとする総合緊急対策を策定**。
◆本年6月までに**新しい資本主義のグランドデザインと実行計画、骨太方針2022を取りまとめる**。物価高騰等の長期化に留意しつつ、機動的・弾力的に対応し、これらを前に進めるための総合的な方策を打ち出す。

I. 原油価格高騰対策

- ### 1. 激変緩和策
- ◆**燃料油に対する激変緩和事業（延長・拡充）（注）**：
・基準価格を172円から168円に引き下げ
・支給幅を35円とするともに、更なる超過分についても1/2を支援
・ガソリン、灯油、軽油、重油に加えて、航空機燃料も対象に
・今年度上半期中実施し、一定期間経過後、基準価格の見直しを検討
- ### 2. 業種別対策
- ◆**漁業**：漁業経営セーフティネット構築事業等による原油価格等が上昇した場合の補てん金交付等
◆**農林業**：施設園芸等原油価格高騰対策等による原油価格が上昇した場合の補てん金交付等
◆**運輸業**：タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策
◆**生活衛生関係営業**：業種ごとの特性に応じた効果的な省エネのノウハウの共有・還元等
◆**その他**：持続化補助金を活用した、LPガス等の価格高騰の影響を受ける事業者への支援

II. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策

- ### 1. エネルギー
- ◆**省エネルギーの推進**：省エネ住宅・ビル、クリーンエネルギー自動車の普及促進、こどもみらい住宅支援事業の拡充等
◆**燃料供給の緊急対応策等の強化等**：LNG・石油の上流開発投資リスクマネー供給支援 等
- ### 2. 原材料
- ◆**戦略物資・エネルギー安定供給確保のためのサプライチェーン強靱化**：
半導体製造用ガス、パラジウム、石炭等の国内生産設備の増強やリサイクル回収設備の導入 等
- ### 3. 食料等
- ◆**小麦等の食品原材料**：米粉・国産小麦等の代替原材料への切替支援等、輸入小麦の政府売渡しの着実な実施
◆**肥料・飼料**：化学肥料原料の調達支援対策、配合飼料の価格高騰対策 等
◆**木材**：国産材への転換支援対策 ◆**水産**：加工原材料調達の円滑化対策 等
- ### 4. その他
- ◆**サイバーセキュリティ対策の強化等、観光事業者等への支援**（環境配慮型の持続可能な観光推進の支援）

III. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

- ### 1. 賃上げ・価格転嫁対策
- ◆**賃上げを行う企業への支援の強化**：
・積極的な賃上げや人材投資に取り組む中小企業に対する賃上げ促進税制
・赤字でも賃上げした中小企業に対する補助金の補助率引上げ 等
◆**「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」**：
・取引適正化の取組を進め、価格転嫁、賃金引上げの環境を整備 等
- ### 2. 資金繰り支援等
- ◆**政府系金融機関等による資金繰り支援等の強化**：
・ウクライナ情勢等の影響を受けた事業者へのセーフティネット貸付の更なる金利引下げ
・新型コロナの影響を受けた事業者への実質無利子・無担保融資等を9月末まで延長
・事業再構築補助金の拡充による事業者支援強化 等

IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

- ### 1. 生活困窮者等支援
- ◆**生活困窮者支援策の申請期限の延長**：緊急小口資金等の特例貸付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置の申請期限を8月末まで延長
◆**生活困窮者への各種支援策を確実につなげるための生活再建や就労面の伴走型支援の強化**
◆**真に生活に困っている方々への支援措置の強化**：
・低所得の子育て世帯に対する給付金（児童一人当たり一律5万円）のプッシュ型給付
・住民税非課税世帯等に対する給付金の未申請世帯への令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付（運用改善）
・生活困窮者自立支援金の求職活動要件を緩和
・地方創生臨時交付金の拡充・活用による生活困窮者支援 等
- ### 2. 孤独・孤立対策
- ◆**地方における官民連携プラットフォーム等の構築推進、支援活動を行うNPO等への支援**
- ### 3. 地方公共団体の実施する対策への支援
- ◆**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**：
・コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の創設による生活困窮者支援や学校給食費等軽減など子育て世帯支援
・農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援
◆**地方公共団体の実施する原油価格高騰対策に係る地方交付税措置**

V. 今後への備え VI. 公共事業の前倒し VII. その他

- ◆**予備費の確保**：国民の安心を確保するため、一般予備費について、引き続き5,000億円の水準を確保。新型コロナウイルス感染症対策予備費について、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費（仮称）」として改組・使途を拡大した上で、5兆円の水準を確保等
◆**公共事業の前倒し執行、政府広報も含めた施策の周知徹底**

		I	II	III	IV	V	合計
本対策の規模	国費（備考）	1. 5兆円程度	0. 5兆円程度	1. 3兆円程度	1. 3兆円程度	1. 5兆円程度	6. 2兆円程度
	事業規模	1. 5兆円程度	2. 4兆円程度	6. 5兆円程度	1. 3兆円程度	1. 5兆円程度	13. 2兆円程度

（備考）国費のうち、一般予備費の使用額は、0. 4兆円程度（I：0.3兆円程度、II：0.1兆円程度）、新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用額は、1. 1兆円程度（II：90億円程度、III：0.1兆円程度、IV：1.0兆円程度）。補正予算額は、2. 7兆円程度（I：1.2兆円程度、V：1.5兆円程度）。

（注）激変緩和策（本年5～9月）によるガソリン・軽油・灯油価格の上昇抑制を通じた直接的な効果として、消費者物価（総合）は0.5%ポイント程度の上昇抑制が見込まれる。
これに加え、漁業・農林業・運輸業向けの燃油等価格対策、輸入小麦や配合飼料の価格対策、その他学校給食費等軽減など地方公共団体が独自に実施する対策等による効果も期待される。

政府系金融機関による無利子・無担保融資(概要)

	日本公庫 (中小事業)	商工中金 (危機対応融資)	日本公庫 (国民事業)
要件 支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、 最近 1 ヶ月間の売上高が前 3 年のいずれかの年の同期と比較して一定程度減少すること <u>① ▲5%であれば、低利融資</u> 当初3年間：基準利率▲0.9%、4 年目以降：基準利率 ※中小事業・危機対応：1.11%→0.21%、国民事業：1.26%→0.36% ※令和 3 年 4 月 1 日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律 <u>②さらに以下の要件を満たせば、利子補給を通じて当初 3 年間、実質無利子・無担保融資</u> 小規模の個人事業主：▲ 5% 小規模の法人：▲15% その他：▲20%		
貸付期間 (据置期間)	設備資金 2 0 年以内、運転資金 1 5 年以内 (据置期間は最大 5 年)		
上限額 (併用可)	3億円 (実質無利子) 6億円 (融資枠)	3億円(実質無利子) 6億円 (融資枠)	6,000万円 (実質無利子) 8,000万円 (融資枠)
期限	当面今年前半まで → 当面年末まで継続 (今回の措置事項)		

地方創生臨時交付金(概要)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)の創設

地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設する。

○予算額: 1兆円(コロナ予備費0.8兆円＋既定予算0.2兆円)

○交付対象: 都道府県及び市町村

○対象事業:

(生活支援)

コロナ禍において原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者等生活者の負担軽減に資する支援事業

【取組例】

- ・生活に困窮する方々の生活支援
(住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の横出し支援)
- ・学校給食費等の負担軽減
- ・子育て世帯の支援
(子育て世帯生活支援特別給付金への上乗せ)

(産業支援)

コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減に資する支援事業

【取組例】

- ・農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援
(事業者に対する燃料費高騰の負担軽減・経営支援)

地方創生臨時交付金(活用例)

- コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者に対して、自治体を実施する事業（各府省のコロナ関連の制度に対する上乗せや横出しを含む）に**幅広く活用することが可能**
- 本表は活用可能な事業の一部をまとめたものであり、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の交付対象は本表記載の事業に限られず、**各自治体の判断により地域の実情に応じて必要な取組**が行われることが期待

生活者支援に関する事業

- ◆ **雇用維持・雇用機会の確保、困窮者支援等**
 - ・ ひとり親家庭をはじめとした子育て世帯、家計急変学生・生徒、に対する給付金の支給
 - ・ 生活困窮者や低所得者に対する給付金の支給
 - ・ 生活者に対する電気・ガス料金を含む公共料金の負担軽減
 - ・ 住まい確保困窮者に対する支援
 - ・ 住宅ローンの返済猶予に関する金融機関に対する支援
 - ・ 失業者・内定取消者・派遣労働者・学生等に対する支援
 - ・ 在留外国人労働者等に対する就労支援
 - ・ 障がい者、保護観察対象者等に対する就労支援
 - ・ 特別支援学校の給食費の利用料の負担軽減
 - ・ 学校給食等の負担軽減など子育て世帯に対する支援
 - ・ 公立大学・専修学校の授業料等減免に係る支援
 - ・ 私立高校授業料の実質無償化の対象外生徒に対する授業料軽減に係る支援
 - ・ 地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券の発行

事業者支援に関する事業

- ◆ **事業継続等**
 - ・ 事業者に対する燃料費高騰の負担軽減（価格を転嫁する場合の影響緩和を含む）
 - ・ 事業者に対する電気・ガス料金を含む公共料金補助
 - ・ **仕入価格上昇等により収益が減少した事業者に対する経営支援**
 - ・ テナントに対する家賃などの固定費支援
 - ・ 中小企業等の資金調達コストの低減（利子補給、信用保証料補助等）
 - ・ 再生可能エネルギーの導入に向けた支援
- (農林水産)**
 - ・ 漁業者、農林業者に対する経営支援
 - ・ 漁業者、施設園芸農家、木材加工事業者の省エネ機器の導入支援
- (運輸・交通)**
 - ・ 鉄道・バス・タクシー・旅客船・航空など地域公共交通の経営支援
 - ・ 地域の物流の維持に向けた経営支援
- (観光)**
 - ・ 宿泊事業者・旅行業者・観光関連産業に対する経営支援
 - ・ 観光バス利用促進等の観光バス事業者に対する経営支援
- (生活衛生)**
 - ・ 飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業などの事業者に対する経営支援

※令和4年度第2回提出受付: 令和4年 **7月29日(金) 12:00【厳守】** (内閣府 地方創生推進室→各都道府県宛事務連絡より)